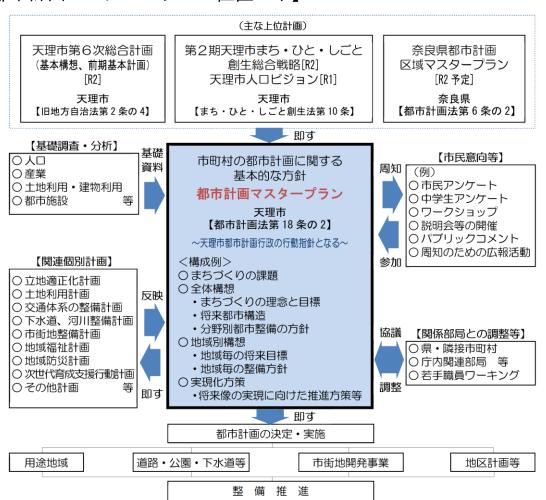
天理市都市計画マスタープラン(第3次) の策定について

都市計画マスタープランについて

- ■天理市都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて作られた、天理市の都市計画の基本となる計画です。また、市の最上位の計画である天理市第六次総合計画(令和2年4月策定)を実現するための都市計画分野の計画となります。天理市の都市としての特性や課題、広域的な位置づけ、市民のみなさまの意見等を踏まえつつ、天理市の都市計画の目標と基本的な方向を明確に定めることで、今後のまちづくりの指針となります。
- ■策定後は、市民のみなさまと行政がこれを共有しながら、将来のまちづくりを実現していくことを目指します。

【都市計画マスタープランの位置づけ】



天理市都市計画マスタープラン(第3次) の策定について

都市計画について

- ■都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設及び市街地開発事業に関する計画です。計画的なまちづくりを行っていくため、土地の利用方法や建物の建て方のルール、道路や公園等の計画(位置や規模等)を定めます。
- ■天理市は、市内全域が「大和都市 計画区域」に含まれていますので、 都市計画マスタープランは市内全 域を対象とします。
- ■都市計画区域では、計画的な市街 地の形成を図るため、必要に応じ て市街地を積極的に整備する区域 (市街化区域)と市街化を抑制す る区域(市街化調整区域)の2つに 区分しています。

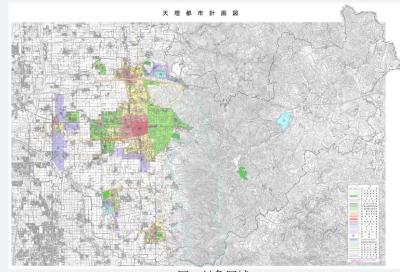


図 対象区域

【都市計画の構成】

①土地利用に関する計画

土地の利用方法や建物の建て方のルールに関する計画です。 (例:用途地域、地区計画 等)

都市計画 マスタープラン

②都市施設に関する計画

道路、公園、下水道等の都市施設に関する計画です。 (例:都市計画道路、都市計画公園 等)

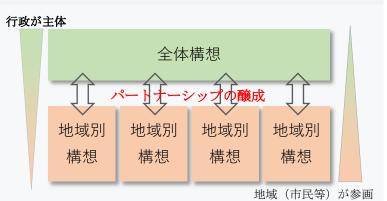
③市街地開発事業に関する計画

新たな市街地の開発や旧来の市街地の再開発等に関する計画です。 (例:土地区画整理事業、市街地再開発事業 等)

天理市都市計画マスタープラン(第3次) の策定について

策定体制について

- ■天理市都市計画マスタープランは、「策定委員会」と「検討部会」が中心となって計画づくりを 行います。
- ■このため、都市計画マスタープランの 策定にあたっては、市民のみなさまの 意見を広く収集するために地域別ま ちづくり懇談会(ワークショップ)等 を実施するなど、市民のみなさまとの パートナーシップの醸成や継続的な 取り組みを期待できる「共動」の策定 体制を構築します。



【策定体制】

